

緑地保存の可能性と課題

河合正嗣 北村正明 矢加部正子

一 はじめに

「落葉公害」か「緑地保全」かという
ことで、しばしば論議になるところです
が、現在でも「名木古木」や公園の木で
さえ、日陰になるから切ってくれという
ことを耳にします。

木は山へ行つて見るもので、身近かに
置くものでないという考えの人が、ま
だ、たくさんいるようです。このような
ことですと、都市の人間は木を持ってない
という結論になります。

雨どいや屋根に積もる落葉を気にしな
いで住める住宅も作れないほど、現代文
明とその技術は貧弱なものでしょうか。
それとも作ろうとしないだけでしょ

か。

私達に今すぐ必要なのは、新しい植栽
計画ではなく、過去に蓄積された自然の
浪費を最少限にし、とにかく現在ある植
生とその環境を守ろうとする「意志と知
恵」だと思えます。木を植えようとする
ば、街路樹と公園しかないように思つて
いる人が多すぎはしないでしょうか。

少なくとも、本市においては生活に自
然を取りこみ、人間らしい豊かさを持た
せ、他を取奪したり、汚染したりせず
生きる方法はあるのだという前提にた
ち、都市のなかに緑あふれた豊かな生活
環境を作り出す必要があります。

緑地保存の必要性は、本来市民が判断
すべきであり、それは、緑の保存に投入

する予算と市民の価値感とのバランスの
上に成立すると考えるわけでありませ

一方、緑については、まだまだ他の都
市施設に比べ市民権を得ていないとい
うのも事実であります。それは利便性が増
すという施設とは性格を異にするもの
であるので、生活圏等の狭い範囲内での
優先順位が後位になってしまふからだろ
うと推測できるのであります。

しかし、都市内部の土地利用が高度化
されるほど、緑と土地の確保は困難にな
ります。

以上のことから、行政として現時点で
出来るだけ多くの緑を確保するか(土地
も含む)または、担保しておく必要があ
ります。

一 はじめに

- 一 緑のマスタープランと現況
- 二 現状制度の限界
- 三 限界を広げるために
- 四 私案
- 五 おわりに

我々に求められているものは、市民コ
ンセンサスを得られる範囲で、できるだ
け量的、質的に多くの緑を確保すること
であり、このことが次の世代に緑豊かな
横浜を伝えるため、私たちに課せられた
大きな課題であります。

二 緑のマスタープランと現況

① 緑のマスタープランの基本理念

本市では、「緑の環境」を市民ととも
に保全し取りもどすため、昭和四十八年
「緑の環境をつくり育てる条例」を制定
し、山林及び農地の保全都市公園の整備
拡大、緑の創造を三つの柱として主体的
な活動を推進してきました。

表一 1 マスタープランの緑地の確保目標量

	現有量 (昭和54年度)		昭和65年 (中期計画)		昭和75年 (長期計画)		備考(保全、指定制度等)
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	
山林の保全	745ha	20.4%	1,474ha	26.5%	2,285ha	27.3%	・都市緑地保全法 ・森林法 ・緑地保存特別対策事業
農地の保全	2,209	60.3	2,600	46.1	2,600	31.2	・農業振興地域の整備に関する法律 ・生産緑地法 ・農業専用地区設定事業等
公園緑地の整備	706	19.3	1,562	27.4	3,448	41.5	・都市計画法 ・都市公園法等
合計	3,660	100.0	5,636	100.0	8,333	100.0	

表一 2 区別緑被面積及び緑被率

区名	(57.8.11現在)							
	緑被地		樹林地		草地		農耕地	
鶴見	401ha	12.8%	208ha	6.6%	117ha	3.7%	76ha	2.5%
神奈川	664	27.9	324	13.6	125	5.3	215	9.0
西	47	7.4	29	4.6	17	2.7	1	0.1
中	202	10.2	108	5.5	92	4.6	2	0.1
南	178	14.6	114	9.3	52	4.2	12	1.1
港南	488	24.9	262	13.4	145	7.4	81	4.1
保土ヶ谷	821	37.4	411	18.7	241	11.0	169	7.7
旭	1,576	48.5	735	22.6	386	11.9	455	14.0
磯子	460	24.2	298	15.7	122	6.4	40	2.1
金沢	889	29.7	647	21.6	190	6.4	52	1.7
港北	1,859	42.6	812	18.6	424	9.7	623	14.3
緑	3,879	50.8	1,815	23.8	822	10.8	1,242	16.2
戸塚	3,690	47.0	1,685	21.5	955	12.2	1,050	13.3
瀬谷	833	49.0	283	16.7	140	8.3	410	24.0
計	15,987ha	37.0%	7,731ha	17.9%	3,828ha	8.9%	4,428%	10.2%

注) 面積の計測は、57年8月11日撮影の空中写真による。
市域面積 43,224.7ha (空中写真からの読みとり)

表一 3 山林・緑地保存の現況

区分	年度	
	昭和58年度末	
山林の保全	都市緑地保全地区	100 ha
	保安林	50.4
	市民の森	263.4
	緑地保存地区	298.3
農地の保全	小計	712.1
	農業振興地域内農地	1,882
	市民菜園	37
	ことぶき花壇、こども農園	6
	小計	1,925
合計		2,647.1
名木古木		1,182 本
首都圏近郊緑地保全地区		755 ha
風致地区		3,474 ha

その中で、緑の環境づくりをより計画的に推進するために、昭和五十六年三月「緑のマスタープラン」が策定されました。計画目標水準は、建設省の指針によると、都市における緑の望ましい量として、市街化区域面積の三〇以上、都市

公園面積は市民一人当たり二〇㎡以上になつておりますが、本市では、現存緑地量や都市化動向、他の都市施設との整合等から、目標量を次のように設定しました。「緑地量」は、法律、その他の諸制度により確保する緑地量(山林・農地・公園等)を全市域の約二〇%また、「都市公園の計画目標面積」を市

民一人当たり、約一〇㎡としました。このマスタープランでは、①緑の保全計画②公園緑地計画③緑の創造計画を三本の柱として実践していくものとしていす。この三本の柱は、個別に計画するのみならず、各地域の特性、条件等を組み合わせることに伴って、緑地の量的、質的向上をはかり、緑の核を形成することができます。

②—山林・緑地の現況

現在市内に存在する山林、緑地は、都市化によって市街地に点在化した傾斜地の樹林と、市の周辺部に残された大規模

な樹林とに大別できます。丘陵地、台地の多い本市では、宅地化されずに樹林地として残っている斜面緑地が景観の一つの特徴となっています。また、周辺部には、こどもの国周辺、三保新治、川井矢指、大池名瀬、舞岡野庭、円海山周辺、小柴富岡の緑の七大地点といわれる大規模緑地があります。これらの大部分は、民有地であるため、「首都圏近郊緑地保全法」による近郊緑地保全区域の指定や、「横浜市緑地保存特別対策事業実施要綱」による緑地保存地区の指定、市民の森の設置等、市民の協力を得ながら保存をはかってきました。

緑の量的確保をめざして、本市独自の要綱等も制定しながら努力してきましたが、まだ担保性の点などで不十分さがありません。しかしながら、現在の予算と手法では、精一杯努力して確保した量であります。

農地については、身近な所での新鮮な食料供給の場としての農業専用地区や、市民が土とふれあう場所としての市民菜園等の指定を行ってきました。

④公園・緑地の現況

公園・緑地は、過密化する都市における貴重な緑のオープンスペースとして多種多様な役割を果たしています。それは、子供たちの遊びの場やスポーツの場、市

民レクリエーションの場であり、また災害時には、避難場所や延焼防止帯としての役割を果たし、それらとあわせて自然に触れることのできる場、自然環境保全の場という重要な役割を持っています。

ひと昔前では、それは身の周りに豊富にあった空間かもしれませぬ。しかし、土地利用効率の高い都市においては公共空間として確保し、計画的に配置されるべきものでありましょう。オープンスペースは都市に住む人々の健全な生活には欠かすことのできないものとなっています。

公園は様々な役割、規模に応じていくつかの種別に分かれています。一番身近なのは、二五〇〇mを標準規模とする児童公園で、誘致距離は半径二五〇m、すなわち誰でも二五〇m以内で児童公園に到達できるように計画的に配置するものです。気軽に歩いていける公園で、地域に一番密着したのものとなっています。

次に、おおむね小学校区に一カ所を目安にした近隣公園(標準面積二ha)、さらに広い範囲を対象に地区公園(標準面積四ha)を計画しています。地区公園については、本市では高まるスポーツ需要に対応して、本市独自のタイプとして野球場やテニスコート、そして多目的運動広場等運動施設を特に充実させた地区スポーツ公園も各区に一カ所を目指して整

備を図っています。その他、市民全般の利用を想定した大きな公園として、総合公園・運動公園・広域公園があり、また

特殊公園として動・植物公園や風致公園を計画しています。

昭和五十九年四月一日現在、本市に

表一 都市公園の種類

種類	種別	内容
基幹公園	児童公園	誘致距離 250m の範囲内で1カ所当り0.25ha
	近隣公園	誘致距離 500m の範囲内で1カ所当り2 ha
	地区公園	誘致距離 1km の範囲内で1カ所当り4 ha
	都市基幹公園	都市規模に応じ1カ所当り10~50ha
	運動公園	都市規模に応じ1カ所当り15~75ha
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園など
大規模公園	広域公園	一つの市町村の区域を超える広域な公園で50ha以上
	レクリエーション都市	自然環境良好な地域を主体に、レクリエーション施設が配置される地域で都市計画公園1,000 ha、うち都市公園500 ha
緩衝緑地		災害の防止を図る目的の緑地で必要に応じ配置
都市緑地		自然環境、都市景観の保全、向上を図るための緑地で0.1 ha以上
緑道		災害時の避難路、都市生活の安全性の確保を図るための緑地で幅10~20m
国の設置に係る都市公園		一つの都道府県の区域を超えるような広域的公園で1カ所当り300 ha以上

は、二二一カ所六五四haの都市公園がありますが、まだまだ公園は不足しており、レクリエーションやスポーツ等の様々な市民の需要に応え、かつ、地域の自然を活かしながら、住民生活に不可欠な都市基盤施設としての都市公園を強力に、そして体系的に整備していく必要があると思えます。

三 現状制度への限界

① 緑地の保存について
ある程度まとまった用地に対しての市民要望は、福祉関係施設、スポーツ施設、文化施設等多岐にわたっており、また、行政施設の需要も立地条件によれば多いはずであります。

たとえば、緑区寺山町

の県有地を「四季の森」とする計画があります。」「区民のつどい」等では、その一部に精神薄弱児の施設を建設してほしいとの意見も出されています。

何を選ぶかは、市民の権利であります。たとえば、テニスコート等ならばテニス愛好者のスポーツの場となりますが緑はなくなってしまう。スポーツ施設等の施設を整備することと緑の保存の選択との両者のバランスは、市民の価値感によって決定されるものであります。緑は切ってしまうとそれで終わります。私たちが今なすべきことは何なのか。行政は、市民のコンセンサスを得る努力をしていく必要があります。

「緑」を考える場合、植栽された緑と、保存される緑とは、明らかに異った質と価値を持つと考えるべきではないでしょうか。というのは、緑を単に建物や道路の付属物と捉えたり、緑化ということとを、緑の造成、あるいは復元することというように表面的に捉えたのでは、本質的な意味での緑との調和の実現はありません。

たとえば、創ることは必要であるが、緑の保存はいらぬという発想がありますが、創造には保存の数倍のお金がかかりますし、緑の保存は今やらなければなくなってしまう。

というのは、横浜の緑の多くは、歴史的

的にいって、薪炭林としての二次林であり、斜面崩壊を防止するための緑だったことから考えて、造成された緑がその形態をとることは困難だからであります。

つまり、樹木を中心とした横浜の原風景としての緑は、長い年月をかけて農家によって管理されたクスギ・コナラを中心とした二次林の雑木林であったと考えるからであります。

また、緑の保存を地価との関係からみるならば、地価が高くなればなる程、私有権と公益性（緑の保存）との対立が顕著に現われるということが、結論づけられます。

大都市での「緑」は、それを担保しようとした時から、かなりの負担を強いられています。というのは、五十九年度の土地価格公示を見てもわかりますように、一平方メートル当り、約二七、〇〇〇円です。（市街化調整区域内の林地の平均価格）

またまった緑、たとえば、市民の森林度の政策等市民利用に足りる、三haの土地を七、九億円で本市が取得したとして、緑を担保していくに当り、市民のコンセンサスが得られるでありましょうか、若干疑問であります。前段で述べたように、無制限に緑の保存のために予算を投入するわけには、行政としていかなのですから。

現象面から言いかえれば、地権者意識と行政として緑を保存担保していくことには、相容れない側面もあるということであります。

土地所有者には、農家または元農家が多数を占めているということから、ここで、農家の意識と気持ち等について考察してみる必要があります。

土地に対する農家の気持には、二面性があると考えます。土地は農家にとって一つは、「祖先から受けついで資産」であり、もう一つは、「自分と子孫の生活をうるおす手段」であるという事です。

したがって、「売ればお金になる。しかし、売ってしまったら祖先から受け継いできた財産をなくすことになってしまふ」という農家のジレンマが出て来るわけです。基本的に、多くの農家は、土地はできることなら売りたいと思っていないのは間違いないところであります。土地所有について、「今一番困っていることは」という質問をしたら、ほとんどの場合、税金問題と答えるのは、こういった意識から出てきているわけであります。

従って、現行の緑地保存事業は、税制面で不十分性があるので、現状維持が精一杯であります。現実には、緑地保存地区指定事業の解除の理由は、相続税の支払いのためというのが大部分でありま

す。

農地相続には猶予制度があります。緑の少ない大都市だけでも、山林の相続猶予制度はできないものでしょうか。

一方では、土地をお金に換える手段も保持しておきたいとする土地所有者は、そのままの状態に拘束される事を好まないという事実もあるわけであります。

現行制度では、確実に緑として山林を担保するには買取以外にありません。しかし、本市の地価からいって、売却希望の緑地のかなりの部分が買取できない現状であります。

いろいろ述べましたが、①予算を緑の確保に使っていくかどうかの市民のコンセンサスが得られるのか。②緑地の確保を完全に担保する手段としては、買取しできません。少ない予算では、確実な担保はできません。③緑の保存の中で地権者や、市民の協力が（市民の森等の利用マナーを含めた）得られるのか。

これが、現在時点での、緑地保存の行政における限界と矛盾であるといっても言いすぎではないでしょう。

②公園の整備について

横浜市の公園整備水準は他都市に比較して、大変低い状況にあります。人口一人当たり公園面積では一一大都市中、最低の水準となっています。

表一 5 11大都市の公園費・公園面積

	市民一人当り 公園面積 (57年度末)	歳出総額に 占める割合 (56年度)	市民一人当り 公園費 (56年度)
横浜	1.99 m^2 /人	1.7%	3.6千円
札幌	5.4	2.7	6.9
東京区部	2.16	3.6	5.3
川崎	4.34	1.3	3.0
名古屋	4.46	2.2	5.6
京都	2.79	0.7	1.7
大阪	2.68	1.8	6.4
神戸	7.26	3.1	11.1
広島	5.31	2.2	5.7
北九州	6.75	1.9	6.2
福岡	5.11	2.8	8.5

資料) 「市町村別決算状況調査」自治省財政局、ヒアリング

公園・緑地は私たちが子孫に引き継ぐべき大切な資産であります。従って、私たちが財産がないからといって、あきらめているわけにはいきません。こうしているうちにも市内のオープンスペースは刻々失われつつあります。現在、全国的に市街化調整区域の開発規制の緩和の方向が打ち出されつつありますが、そうなればなおさらであります。特に大規模なオープンスペースの確保はむずかしくなります。また、公園緑地の整備は、道路整備に比べてなお、困難な状況にあります。というのは、道路は、旧都市計画法の時代に決

定されているものがかなりあって、当面はそれらの実現化を図っていくことに主力が置かれているのに対して、公園・緑地は都市計画決定のストックがないことに加えて、現在では、地権者の大部分の理解を得なくては、都市計画決定はしにくいという以前より困難な状況にあります。従って、土地の確保については早急に対策を講ずる必要があります。言ってみれば、将来、下水道や道路整備に見通しがつき、公園・緑地にも予算がもつと使える時代が来たとしても、確保すべき土地はもう開発されてしまっている、というようになりかねません。

① 横浜ふるさと村事業
都市農業の基盤である良好な田園景観を有する農業地域は、市民への食料供給、緑地空間の提供のみならず、多面的な公益性を持つ貴重な資源となっております。この点に着目し、地域農業の振興と併せ、山林・農地等からなる自然環境の活用により、広く市民とりわけ学童・青少年等が自然・農業・農村文化に親しみ理解するための場を提供するといった目的をもち、①都市部と農村部の交流、②農家経済の向上による就業者の定着確保、③地場産業の育成のための生産施設整備、④農村文化の保存伝承、⑤自然環境の保全・活用、⑥市民交流を深めるための研修会、行事等を行うこととなっております。

その理由としては、高度経済成長期における急激な人口増加に対し、都市基盤施設整備の立ち遅れ、とりわけ公園の整備が追いつかなかつた、という状況があります。しかし、表一5に表わされているように問題の一つは、現在においても本市の公園費が依然として少ないことにもあります。公園整備というのは、大変費用がかかるもので、主に用地費なのですが、一番小規模な児童公園を整備するにも億単位の費用を要するのです。市民一人当りの公園費にしても、市の歳出に占める公園費の割合にしても本市は少なく、一人

当りの公園費では最高の水準にある神戸市の三分の一以下になっています。神戸市はやはり公園整備水準についても一大都市で最も高く、昭和七十五年には、一人当り公園面積三〇 m^2 を目標にしていますが、本市の目標水準である一人当り一〇 m^2 は近々達成できそうな見込みといえます。その背景としては、公園費も多いのと同時に、市民レクリエーションの場として六甲山の公有地化を以前からずっと市の施策としてすすめてきている、という長年の積み重ねがあるようです。

定されているものがかなりあって、当面はそれらの実現化を図っていくことに主力が置かれているのに対して、公園・緑地は都市計画決定のストックがないことに加えて、現在では、地権者の大部分の理解を得なくては、都市計画決定はしにくいという以前より困難な状況にあります。従って、土地の確保については早急に対策を講ずる必要があります。言ってみれば、将来、下水道や道路整備に見通しがつき、公園・緑地にも予算がもつと使える時代が来たとしても、確保すべき土地はもう開発されてしまっている、というようになりかねません。

四 限界を広げるために
このような現状の中で、現在、行政では、どのような対策がとられているのでしょうか。最近、打ちだされた新たな施策を紹介します。

農家等地権者の就業機会を地区内に求める事を誘導しながら、山林、農地の保全と、市民利用をはかつていく手法は、緑の担保と管理を地区の農家経済を背景とした自主運営に委ねるものである点で新しい手法であり、一定の条件が整備されている地区においては、極めて有効な作用をすると考えます。このことは、市政財政および地権者の意識が、緑の保存活用の限界を押し上げた発想といえます。

一方、この手法が成功する条件としては、①地域環境資源が充分ある。②地区・地権者の組織化が可能。③利用者の意識があげられると考えられますので、条件整備にあたっては、充分な準備が必要とされます。

②「自然観察の森事業」

この事業は、日常的な生活空間において、身近な自然に親しむためのモデル的な拠点として小動物とのふれあいの場（自然観察の森）を整備し、自然観察などを通じて自然保護教育を推進することによって、ひいては、自然保護思想の普及に役立てようとするものであります。

自然観察の森とは、都市周辺の日常的な生活空間において、蝶、螢や小鳥をはじめとする小動物などを含めた身近な自然を対象に、それらとのふれあいや観察の場として設定された、観察に必要な

く限定された地域内に施設等を整備することにより創出される場所であります。

また、自然観察の森においては、常駐の指導員による自然観察指導を行うものであり、本市においては、市民の森を利用した、地域設定を考えております。

整備については、小動物の生息環境を整備するなど、積極的に自然とのふれあいの場を造成し、設定された地域外に延びる自然観察のための歩道を整備していきます。

内容としては、小鳥がさえずる森、野鳥のための池、バッタヶ原、自然観察のための歩道および自然観察センターを設けます。

管理運営体制は、地域の自然に詳しく、自然保護教育に熱意を持つ人を自然解説指導員として常駐させます。また、ボランティア登録制度を確立することにより、自然解説指導員の活動を支援するとともに運営協議会を組織して、年間計画を作成し円滑な運営を図ります。

この自然観察の森制度は、昭和五十九年度から環境庁が提唱した新規事業であります。市民の森として確保した面的緑を、より質的にフォローしようとするものであります。この事業の目玉は、管理運営方法であり、いままでの役所的管理ではなく、新たな発想に基づく管理であります。子供たちに自然の良さを知って

もらいたいものです。今後の緑の管理のあり方の方向性が出れば成功でしょう。

③「借地による公園整備」

少ない公園費によって、最大限の土地を確保するためには、従来の買取方式のみではなく、土地を当面借りて公園化を図ることも検討する必要があります。借りると言っても高い借地料を払うのであれば長期的に見た場合、市の財政を圧迫することもあり得ますので、借地料の水準等については慎重に検討しなくてはなりません。積極的に働きかけを行えば、かなりの協力が得られるのではないかと思います。

例えば現在、市民局で行っている「子供の遊び場」や「少年広場」の制度は、三年以上、土地を使用させてもらえる場合、都市計画税、固定資産税を減免して、遊び場として開放するというものです。が、五十七年三月現在、約三七〇カ所、四二haの用地提供があります。

建設省では最近、公開緑地事業として遊休空間地で契約により一〇年以上都市公園として使用可能な土地については、都市計画決定されなくても、すなわち永続性が保証されなくても、施設整備費には二分の一の国庫補助を行う、という制度が始められています。このような事業にのって、少ない財源でできる限り多くの

公園を整備していく方策にも取り組んでいきたいと思えます。

多くの土地提供者の協力を得る新しい方向として、今後積極的に導入する価値はあるのではないかと考えています。

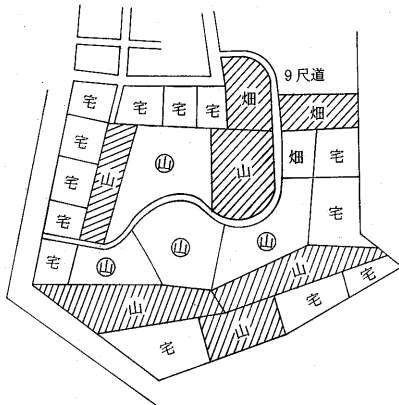
五——私案

いづれにせよ、緑の確保については、切札・オールマイティーな方策はないのであり、また、かなりの行政側の負担は、やむを得ない状況にあります。

従って、行政として、公園用地費等、より以上の負担を覚悟する必要があります。また、具体的事業での地域住民のコンセンサスを得る必要もあります。（緑の確保後の管理負担に影響）特に、地権者の協力なくして、緑の確保は、ありえないのであります。しかしながら、湯水のごとくお金を使うことは許されたいわけでありませぬ。そこで、候補となる地区の実情に出来るだけ沿う事業が用意される必要があります。

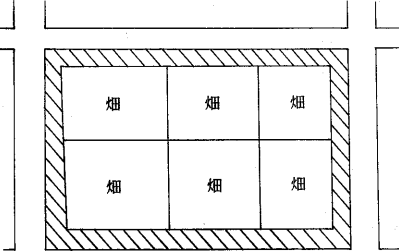
具体的には、いままで述べてきたような事業のどれを地権者が選択するか、一定の歩み寄りをしながら進めることだと考えます。行政として、緑の確保のメニューを出来るだけ多く用意するとともに、各事業の複合、また、選択の幅を少しでも拡大しうる行政側の弾力性が必要

図一 緑の物理的封鎖



注) ■を市が買収するか、計画的に開発を指導する。
○印は、相当長期に緑として担保される。

図二 緑道計画



注) ■緑道

従来そして現在も、公園に対しては、スポーツ施設の要望が大変強く、そのため、ちよつと面積の大きな公園では必ずと言ってよいほど、野球場などの運動施設の要望が出されます。それに対して、最近、自然を求める声が強くなっています。自然を求めるといふのは、賛成されるものの、野球場か、樹林地かという実際の選択の場面では、まだ自然を求める声の弱いのが実情でありましょう。

スポーツ施設の整備も公園の重要な役割の一つではありますが、将来を考えれば、自然が失なわるにつれて、現在よりさらに自然的オープンスペースの価値は高まることと思われまふ。
「自然に触れる」「自然を知る」というのは、人間の本性にかかわる問題でありまふ。アメリカの環境教育法（一九七〇年）では、自然の荒廢は人間の活力の低下を招く恐れがある、というように自然と人間の関係を位置づけ、それに基き環境教育の必要性、指導者の養成がうたわれています。いくら文明が発達したとしても人間は自然界の一員であるという基本的事実は変わらないわけでありまふ。
私たちに、のんびりと自然を味わったり、キャンプ等種々の活動を行なうことができたり、また生物界に興味のある人には、自然解説員が教えてくれるような身近に自然を感じることができ、自然の中で活動し、自然を知ることができ場所を最も必要としているのではないのでしょうか。
都市近郊における拠点的な公園・緑地は将来このような役割も大いに担っていかうか。
△河合Ⅱ緑政局農政部北部農政事務所農産係長／北村Ⅱ同局同部緑政課緑政係／矢加部Ⅱ同局公園緑地部計画課計画係

①—物理的封鎖
所有権・借地権を緑そのものに設定しなくても、担保する方法として、物理的に緑を封じてしまう方法が考えられます。本市には、斜面緑地が残っています。これは、斜面の上と下の家を建てやすい土地が先行して開発されたからで、このような結果になったのは、一つは土木建築の技術的な問題もありますが、もう一つ残った原因としては、土木技術的に開発可能であったとしても、道路が接続し

②—市街化区域内農地の再評価
—緑道計画—
民有地の中で管理された緑の筆頭は農地です。市街化区域内農地はオープンスペースとしての価値、防災面、食料確保の面でも重要な役割を果たしています。市内はまだ、数多くの市街化区域内農地が残っていますが、この農地の周りに緑道の設置は考えられないだろうか。今

は少なくなつたが、昔の田んぼのまわりの小川やあぜ道等がそれに相当するものです。
緑道自体は買収か、借地かですが、農地の周りを囲い、散策等に利用します。農地の確保が主体ですが、市民利用によつて、農業に対する理解を深めてもらうことも考えております。しかし、利用者のマナーが大切なのは当然です。耕作者に対する見かえりには必要でありまふが、長期営農継続農地の固定資産税優遇に、相続時の行政側の救済措置か、買収による公園化、分区分園（市民菜園の大型版）等になれば、緑地確保ができるのではないのでしょうか。

六—おわりに
スポーツ施設の整備も公園の重要な役割の一つではありますが、将来を考えれば、自然が失なわるにつれて、現在よりさらに自然的オープンスペースの価値は高まることと思われまふ。
「自然に触れる」「自然を知る」というのは、人間の本性にかかわる問題でありまふ。アメリカの環境教育法（一九七〇年）では、自然の荒廢は人間の活力の低下を招く恐れがある、というように自然と人間の関係を位置づけ、それに基き環境教育の必要性、指導者の養成がうたわれています。いくら文明が発達したとしても人間は自然界の一員であるという基本的事実は変わらないわけでありまふ。
私たちに、のんびりと自然を味わったり、キャンプ等種々の活動を行なうことができたり、また生物界に興味のある人には、自然解説員が教えてくれるような身近に自然を感じることができ、自然の中で活動し、自然を知ることができ場所を最も必要としているのではないのでしょうか。
都市近郊における拠点的な公園・緑地は将来このような役割も大いに担っていかうか。
△河合Ⅱ緑政局農政部北部農政事務所農産係長／北村Ⅱ同局同部緑政課緑政係／矢加部Ⅱ同局公園緑地部計画課計画係

とされます。（①都市計画決定—買収—代替用地のストックの要あり）②借地—
③都市緑地保全法における緑地保全地区等法律による指定—④市民の森等条例要綱等で指定）それには、緑の確保について総合的に対応できる、行政機構とスベシヤリストの養成が必要であります。

従つて、逆に、緑を取り囲むように意図的に開発を行い、その保存すべき土地に物理的に四・五m以上の道路が接続しないようにしてしまふなら、この緑は担保されます。ただし、所有者に対するある程度の救済措置は検討されてもよいかもしれません。

スポーツ施設の整備も公園の重要な役割の一つではありますが、将来を考えれば、自然が失なわるにつれて、現在よりさらに自然的オープンスペースの価値は高まることと思われまふ。
「自然に触れる」「自然を知る」というのは、人間の本性にかかわる問題でありまふ。アメリカの環境教育法（一九七〇年）では、自然の荒廢は人間の活力の低下を招く恐れがある、というように自然と人間の関係を位置づけ、それに基き環境教育の必要性、指導者の養成がうたわれています。いくら文明が発達したとしても人間は自然界の一員であるという基本的事実は変わらないわけでありまふ。
私たちに、のんびりと自然を味わったり、キャンプ等種々の活動を行なうことができたり、また生物界に興味のある人には、自然解説員が教えてくれるような身近に自然を感じることができ、自然の中で活動し、自然を知ることができ場所を最も必要としているのではないのでしょうか。
都市近郊における拠点的な公園・緑地は将来このような役割も大いに担っていかうか。
△河合Ⅱ緑政局農政部北部農政事務所農産係長／北村Ⅱ同局同部緑政課緑政係／矢加部Ⅱ同局公園緑地部計画課計画係